

長寿医療制度・国民健康保険に係る保険料(税)を年金からお支払いいただく再度のお知らせです

長寿医療制度

1人当たり定額の保険料が7割軽減されていたかたで、8月まで年金からお支払いいただいたかたは、10月以降、年金からのお支払いはありません。納付書などによりお支払いいただいているかたの保険料も、同程度軽減されます。

保険料は、お支払いの手間をお掛けしないよう、原則として年金からお支払いいただくこととしています。

次のかたは、10月から、年金からのお支払いに替わります。

- 1 被用者保険の被保険者であったかた
(納付書などによるお支払いから、年金からのお支払いに替わります。)
- 2 被用者保険の被扶養者であったかた
(初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月から、本来の保険料額の9割は軽減され、1割のご負担となります。)

国民健康保険

10月から、被保険者のかた(世帯主を含む)が65～74歳のかただけの世帯では、原則、世帯主の年金からのお支払いに替わります。

ただし、次のいずれかに該当するかたは、年金からのお支払いではなく、納付書などでお支払いいただくこととなります。

- 1 年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満のかた
- 2 介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料または国民健康保険の保険料の合計額が、年金額の1/2を超えるかた

年金からの保険料のお支払いは、多くの場合、口座振替へ切り替えることができます。

まだ手続きがお済みでないかたは、11月中旬までに市役所で手続きいただければ、2月のお支払いから、口座振替(12月から2月まで分割して引き落とし)にできます。

12月は年金及び口座両方からのお支払いとなります。

世帯主または配偶者名義の口座からの振り替えにすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

お問い合わせ先

長寿医療制度は、保険課医療給付係 ☎43-7046
国民健康保険は、税務課市民税係 ☎43-7033